

質疑応答の概要

滋賀県からの回答

| 番号 | 意見・情報等（概要） | 意見・情報等に対する考え方 （説明会での回答要旨） |
|--------------------|--|--|
| 彦根市民体育センター解体工事について | | |
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト除去について、どのようにアスベストの飛散防止を行い、安全を担保するのか。 ・風による飛散は考慮しないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境省の指針に基づき、専門業者が適正に作業を行います。 ・外壁の仕上げ塗材の除去はレベル3で、液状の剥離剤を塗布し湿潤化するため、Pタイル等固形物と同等に飛散しなくなる工法を予定しています。 ・アスベスト除去には、レベル1～3まであり、最も飛散性の高いレベル1は密閉化し、負圧を保った上、湿潤化し、測定しながら作業しますが、レベル3はPタイルやスレートなど固形化しているもので、剥ぎ取り時に支障はありません。除去する工法のレベルに応じた取扱いを行います。 ・解体工事中にアスベスト含有が疑われる資材が見つかった場合には、調査した上で適切に対応します。 ・今回の作業対象は、レベル3に該当するものですが、測定は作業前と作業後に行います。 |
| その他 | | |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業施設の駐車場でダンプカーの運転手がアイドリング状態で涼んでいる。住民から苦情があるので、そうしたことが無いよう措置されたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・当事案は、県発注工事の業者ではないことを確認していますが、県の業者に同様のことが無いよう徹底します。県発注以外の業者については、県は指導できる立場にありません。 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・前回の自治会長説明会の質疑に対する回答や検討状況について説明すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・説明会の都度、質疑には回答させていただいており、持ち帰った事項についても後日回答していますが、回答漏れがないか確認します。 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治会長は、住民に対する説明責任があり、文書化は重要。記録を配布されたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・議事録を整理した上で次回説明会でお渡しするか、説明会の間隔があく場合は、個別に送付させていただきます。 |

質疑応答の概要

滋賀県からの回答

| 番号 | 意見・情報等（概要） | 意見・情報等に対する考え方 （説明会での回答要旨） |
|--------------------|--|--|
| 彦根市民体育センター解体工事について | | |
| 1 | ・センターの外壁は、外壁全体にアスベストが含まれるのか。 | ・アスベスト含有は、仕上げ塗材のうち吹付タイルに使用されており、リシン仕上げの部分にはありません。吹付タイル部分は、飛散防止措置をした上で除去します。 |
| 2 | ・アスベストの除去にあたっては、建物全体を覆って処理すべきだ。 | ・外壁の仕上げ塗材に含有しているアスベストの除去は、環境省の指針に則ったものでも建物全体を覆う養生をせずにできる工法もあり、今回の工事ではこれを採用する予定です。 なお、今回は万全を期すために、一部密閉した空間をつくり空気測定器を設置した上で採用する工法を実施し飛散しないことを確認するものです。 |
| 3 | ・アスベスト除去に水を使用することで外部にアスベストが流出することはないのか。 ・除去にあたっては、負圧にした上で行うべきではないか。 | ・アスベスト含有建材の除去にはレベル1～3まであり、水で湿潤化し除去するものはレベル3のもので、具体的には成形品の除去です。従って、散水により飛散や流出することはありません。 ・負圧にして除去するのは、レベル1で具体的には吹付けアスベストと呼ばれる建材ですが、今回の工事で該当するものはありません。 |
| 4 | ・アスベスト含有建材は、最終的にどこで処分するのか。 | ・安定型処分場を持つ三重県の三重中央開発(株)です。 |
| 5 | ・排水対策として工事用に排水処理施設を設置するのか。 | ・沈殿槽を設置して上澄み水を排水します。 ・排水にあたっては、排水が汚れていないか検査した上で排水します。 |
| 6 | ・排水処理に際して有害物質の除去は行わないのか。 | ・排水を検査した結果が不適切な場合は、薬品を注入し、処理した上で排水します。 |
| 7 | ・排水は、どこに排水するのか。 | ・総合運動場の西部と南東部にある既設の排水枡に排水します。 |
| 8 | ・排水にあたっての基準は何に基づいて行うのか。 | ・工事排水の基準に基づき排水します。 |
| 9 | ・騒音対策について、受注業者から技術提案された内容は無いのか。 | ・仮囲いのパネルに防音シートを張り付けることや、防音シートと防音パネルを併用すること等があります。 |
| 10 | ・騒音抑制の目標値はいくつか。 | ・仮囲いに防音シートを張り付ける方法の場合、メーカーのカタログによると5dbの低減効果があります。 |
| 11 | ・土留工事は何m行うのか。 ・近江高校側のみ施工するのか。 | ・近江高校側にシートパイルを深さ9.5mで設置します。 |
| 12 | ・工事にあたっては、学校など周辺の環境を把握して進めてもらいたい。 | ・周辺の学校等に事前に説明した上で工事を進めていきます。 |
| 13 | ・作業時間を延長する可能性のある「振動を伴わない作業」とは具体的に何か。 | ・事務作業や荷物の出し入れが考えられます。 |
| 14 | ・県は、直接住民に接していないので住民のことを気にかけていないのではないのか。 | ・騒音や振動の発生をできるだけ抑えた工法を採用することや、工事現場で発生した騒音が漏れにくい工法を採用するなど、皆様の住環境に少しでも影響が出ないように工夫しております。また、工事現場に騒音計や振動計の測定数値を見ていただけるよう設置しています。 |
| 15 | ・工事車両は、公園南側の県道から大黒川沿いを通行するのか。 | ・工事車両は、県道沿いの元プール付近の出入口から進入、退出します。大黒川沿いは通行しません。 |
| 16 | ・工事車両は、工事現場に左折で入出場することのことだが、現場までの経路は、どこを通るのか。 | ・湖周道路から松原橋交差点を通行します。 ・国道8号線から来る車両は、バイパスを左折して湖周道路に至ります。 |

質疑応答の概要

滋賀県からの回答

| 番号 | 意見・情報等（概要） | 意見・情報等に対する考え方 （説明会での回答要旨） |
|-----|---|---|
| 17 | ・看板に連絡先を書くのか。 | ・連絡先等は現場の工事看板に記載します。 |
| 18 | ・工事現場の看板に湖東土木事務所は記載されないのか。 | ・建築課で発注する工事ですので、湖東土木事務所は記載しません。工事中に何かありましたら建築課が適切に対応します。 |
| 19 | ・各種手続きや説明について不明な場合、どこに相談すればよいか。 | ・県の建築課やスポーツ局、彦根市国体準備室にお問い合わせください。 |
| 20 | ・県に連絡した内容は、彦根市にも伝えてもらいたい。 | ・彦根市にも情報をお伝えします。（滋賀県） ・県市で連携して対応します。（彦根市） |
| 21 | ・10月に運動会で体育センターの駐車場を利用しているが、今回の工事で使えなくなるのか。 | ・この工事でセンターの駐車場に影響をおよぼすのは、駐車場に所在する電柱と看板を撤去するときです。 ・使用にあたっては、市保健体育課に申請してください。 |
| 22 | ・体育センターの通路が通行できなくなることで、駐車場から城北小学校まで西側から遠回りして行く必要があるのか。 | ・城北小学校の西側フェンスの出入口から駐車場方面へ通れるようフェンスと仮囲いの間隔を空けるので、駐車場まで通行いただけます。ただし、当該部分を施工する際には通行いただけません。 |
| 23 | ・運動会を開催する10/6、7、8（運動会の開催は1日のみ）は、外部作業やアスベスト除去を控えて欲しい。 | ・ご要望のとおりに対応します。 |
| 24 | ・なぜ国民スポーツ大会整備のために体育センターを解体するのか。 | ・第1種陸上競技場を作るにはサブグラウンドとなる第3種陸上競技場が必要となります。ゆとりのある公園を整備するには、既存施設の敷地だけでは整備できないため、周辺の敷地を取得し、敷地を拡張した上で整備することとしました。 |
| 25 | ・解体工事の入札日と契約額を伺いたい。 | ・開札は平成30年7月2日です。 ・契約額は、275,184,000円です。 |
| 26 | ・体育センター解体工事の範囲は、運動場全体か、体育センターに限定したものか、どちらか。 | ・体育センター解体に限定したものです。 |
| 27 | ・7/11からの工期で、解体工事には跡地の整地を含めることでよいか。 | ・解体工事には跡地の整地が含まれます。 |
| 28 | ・県は、体育センターの土地を取得するのか。 | ・彦根市から借地する予定です。 |
| その他 | | |
| 29 | ・陸上競技場が無くなる間の陸上の練習場がない。第3種陸上競技場の整備を早期に進める意向はあるか。 | ・代替施設の確保については、競技団体からも要望されており、少しでも早く整備を進めるよう努めます。 ・解体した第2種陸上競技場のアンツーカー60mを彦根翔西館高校に3レーン設置して練習いただいている他、強化費についても配慮しています。 |
| 30 | ・プールの代替施設はどうなったのか。 | ・県立プールは、各市町のプール整備を県が支援する方針で進めており、選定の結果、草津市のプール整備を支援することとしました。 |
| 31 | ・事業に関する説明内容が不明確だ。こうした内容は解体工事以前に説明すべきだ。 | ・国スポ主会場整備については、従来から機会の都度、説明しており、県として出来る限りのことはしてきました。 |
| 32 | ・近江高校東側の事業用地は、前面に歩道があるが、事業用地から歩道に草木が茂っている。除草や木の伐採処理は行われるのか。 | ・除草作業の発注手続き中ですが、緊急性を要する箇所は早急に対応します。 （当区域の一部は先行して対応しました。） |

質疑応答の概要

滋賀県からの回答

| 番号 | 意見・情報等（概要） | 意見・情報等に対する考え方 （説明会での回答要旨） |
|----|---|--|
| 33 | <ul style="list-style-type: none"> ・用地買収の難航により公園整備工事は遅れている。解体工事だけ進めても第3種陸上競技場の建築は進まない。こうした事項について説明すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・当初計画では平成29年度までに用地取得の完了を予定しており、遅れていることは事実ですが、地権者それぞれの事情に配慮しながら国スポ開催までに整備できるよう取り組んでいます。 ・今後の整備スケジュールを見据えると、現施設の解体工事は必要なものです。並行して地権者との交渉についてもしっかりと進めてまいります。 |
| 34 | <ul style="list-style-type: none"> ・第3種陸上競技場の用地が買収できないと国スポが開催できなくなる。そういうリスクを検討しているのか。地権者にとっても重要な問題であり、地元の説明すべきだ。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国スポ開催に間に合わないリスクを含めて検討した上で工事を進めています。地権者に対しても現状を説明した上で工事を進めています。 |
| 35 | <ul style="list-style-type: none"> ・用地買収は、努力で解決するものではない。国スポ開催に間に合わせるために用地買収をいつまでに完了させる予定なのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・用地交渉と工事スケジュールを併せて検討しており、用地買収と工期を短縮する工法の検討を並行して進めています。 ・用地買収は、今年中の完了を目標としています。 |
| 36 | <ul style="list-style-type: none"> ・センターの解体に5億円以上使って用地買収できなかった場合、その損害は知事が負うことになるが、そのリスクを踏まえているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・様々な条件を検討した上で事業を進めています。 |
| 37 | <ul style="list-style-type: none"> ・主会場整備事業は1～2年遅れつつある。工事で1年短縮したとしてもそれだけでは間に合わず、土地収用以外の対応はありえないのではないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地収用は、決定事項ではありません。整備スケジュールには期限があるので様々な手法を検討して進めてまいります。 |
| 38 | <ul style="list-style-type: none"> ・どれくらいの頻度で知事や市長に状況を報告しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・知事への説明の機会の都度、報告しています。（滋賀県） ・定期的ではありませんが、機会の都度、市長に報告しています。（彦根市） |
| 39 | <ul style="list-style-type: none"> ・県事業にかかる問題は、県の責任になると考えるが、用地交渉に関する責任は彦根市にあると聞いている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・最終的な責任は県にありますが、彦根市に用地事務を委託しており、市内在住の地権者との交渉は県市共同して取り組んでいます。 |
| 40 | <ul style="list-style-type: none"> ・県は、彦根市に責任があると考えているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県市で共同して取り組んでいる事業であり、主会場選定の経過も踏まえ、県市でしっかりと取り組む責任はあります。 |
| 41 | <ul style="list-style-type: none"> ・県は、国スポ主会場を他の場所に変更する意向はないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・他の場所への主会場の変更は考えておりません。 |
| 42 | <ul style="list-style-type: none"> ・新聞報道で、彦根は国スポ主会場でなくなるとの記事があった。体育センターを解体して主会場が彦根に来なかったら工事費も壊した施設も無駄になる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・彦根で主会場を整備するよう取り組んでいます。 ・県議会から彦根を止めるとの意見は伺っておりません。県議会には事業の経過を説明し、各年度で予算を承認いただき事業を進めています。 |

質疑応答の概要

彦根市からの回答

| 番号 | 意見・情報等（概要） | 意見・情報等に対する考え方 （説明会での回答要旨） |
|--------------------|---|--|
| 彦根市民体育センター解体工事について | | |
| 1 | ・県に連絡した内容は、彦根市にも伝えてもらいたい。 | ・彦根市にも情報をお伝えします。（滋賀県） ・県市で連携して対応します。（彦根市） |
| 2 | ・体育センターの代替施設は、どこに作るのか。 | ・南彦根駅前に平成33年度に完成する予定で進めています。 |
| その他 | | |
| 3 | ・彦根市は、県が草津市にプールを整備することをどのように考えているのか。 | ・彦根市は、プールを整備するよう県に要望しています。 |
| 4 | ・どれくらいの頻度で知事や市長に状況を報告しているのか。 | ・知事への説明の機会の都度、報告しています。（滋賀県） ・定期的ではありませんが、機会の都度、市長に報告しています。（彦根市） |
| 5 | ・彦根市長は、国スポ開催に万全を期すと言っているのだから、市長には責任がある。難航打開に向けて、市長が直接交渉に出向くことはないのか。 | ・市長は、自ら用地交渉に伺う意向を示しておられ、これまでも地権者に会う機会がある度に協力を依頼しています。 |
| 6 | ・用地買収について、市長や副市長は、どれだけ交渉しているのか。 | ・彦根市の上層部では、市長や副市長、部長も交渉に出向いており、今後も交渉します。 |
| 7 | ・彦根市は、用地買収の専任職員を置く予定はないのか。 | ・彦根市国体準備室が全力を尽くして対応しており、専任職員がいないとの指摘には当たりません。 |